

東京芸術大学附属図書館文献複写規則

〔昭和48年4月24日〕
制 定

改正 昭和51年4月12日 平成元年4月1日
平成元年10月26日 平成2年3月30日
平成11年5月10日 平成16年4月1日

- 第1条 本学附属図書館が受託する文献複写は、この規則の定めるところによる。
- 第2条 前条の文献複写は、教育・研究又は調査の用に供することを目的とする場合に限って受託することができる。
- 第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を附属図書館長に提出し、承認を得なければならない。
- 第4条 前条による承認を得た者は、別表に定める複写料金を前納しなければならない。ただし、学内部局等の依頼でその経費を移算するもの又は次の各号に該当する機関については、この限りではない。
- (1) 国立大学法人大学図書館、公私立大学図書館、短期大学図書館、高等専門学校図書館及び国立国会図書館
- (2) 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステム加入館
- 第5条 前条各号の機関は、複写料金をILL精算システムにより精算するか、あるいは複写物引渡日の翌月末までに納入するものとする。
- 第6条 一旦納入した料金は還付しない。

附 則

この規則は、昭和48年4月24日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和51年4月12日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年10月26日から施行し、平成元年9月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年5月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東京芸術大学附属図書館文献複写料金徴収猶予実施細則は、廃止する。

別表

電 子 複 写	料 金	A 3 判 以 下 (1 枚 に つ き)	学 内 者	2 0 円
			学 外 者	4 0 円
リ ー ダ ー プ リ ン タ ー 複 写	料 金	A 3 判 以 下 (1 枚 に つ き)	学 内 者	2 0 円
			学 外 者	4 0 円

- (備考) 1 通信、運搬費については複写の依頼者において実費を負担するものとする。
- 2 上記以外の複写サービスは当分の間行わない。